

平成30年1月西郷村農業委員会総会議事録

日時：平成30年1月12日（金）

午後3時00分

会場：西郷村役場第1会議室

（会長挨拶）

1 開 会

2 定足数の確認

3 議事録署名人の選出

4 提出議案

（新規）

（1）議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第1号）

（2）議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第2号）

（3）議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について（事案第1号から第4号まで4件）

5 報 告

（1）報告第1号 農地等の現況照会に関する調査結果について

6 協議事項

（1）現況確認証明申請について

7 その他

（1）一般財団法人西郷村農業公社について

（2）平成29年度後期農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について

8 閉 会

出席委員

- | | | | |
|----|-----------------|----|--------------------|
| 12 | 金 田 裕 二 委員 (会長) | 11 | 鈴 木 武 男 委員 (職務代理者) |
| 1 | 深 谷 利 男 委員 | 2 | 真 船 正 康 委員 |
| 4 | 上 田 秀 人 委員 | 5 | 花 安 紀 夫 委員 |
| 6 | 鈴 木 宗 広 委員 | 8 | 鈴 木 武 利 委員 |
| 9 | 加須我 茂 委員 | 10 | 鈴 木 庄 一 委員 |

農地利用最適化推進委員

- | | | | |
|----|------------|----|------------|
| 1 | 近 藤 富美雄 委員 | 3 | 早 山 敏 男 委員 |
| 4 | 嶋 名 恵 子 委員 | 5 | 藤 井 くに子 委員 |
| 7 | 高 橋 正 人 委員 | 8 | 遠 藤 知 志 委員 |
| 9 | 小 野 正 委員 | 10 | 松 本 孝 信 委員 |
| 11 | 岩 鍋 國 雄 委員 | 12 | 真 船 浩 次 委員 |

欠席委員

- | | | | |
|---|------------|---|------------|
| 3 | 圓 谷 光 良 委員 | 7 | 河 西 美 次 委員 |
|---|------------|---|------------|

欠席推進委員

- | | | | |
|---|------------|---|------------|
| 2 | 鈴 木 正 男 委員 | 6 | 相 川 達 也 委員 |
|---|------------|---|------------|

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長 和 知 正 道 事務局次長 大 倉 昇

午後 2時58分開会

会長挨拶

○事務局長（和知） 定刻よりちょっと早いんですが、ただいまより農業委員会総会をとり行きます。

初めに、会長より挨拶申し上げます。

○会長（金田） 皆さん、新年初めてでございますので、改めて新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

一昨日、きのう、おとといの日には、寒い中、皆さんには農地の、ずっと台上地区を歩いていただきまして、ありがとうございます。最後のほうに、議案として出てまいりますが、あれだけの117町歩ほどを見ていただいたわけなんです、実際にはドローンじゃないと見られないところもたくさんありましたけれども、まあ大体の様子があったんじゃないかなというふうにも思っております。後で、議題のときにお話ししたいと思っております。（以下、省略）

きょうは、第1回でございます。案件は少ないんですが、最後まで慎重審議をお願い申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。

きょうはご苦勞さまでございます。

1 開会の宣告

○事務局長（和知） 西郷村農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長となり、議事の進行をお願いいたします。

それでは、議事日程に入ります。よろしく申し上げます。

○議長（会長） それでは、本日は先ほど申し上げたとおり、議案が3件、報告1件ということでございます。

最後に、昨年暮れにやる予定だった西郷村農業公社の件について説明会がありますので、慎重にお願い申し上げたいと思っております。

それでは、ただいまから平成30年第1回の総会を開会いたします。

2 定足数の確認

○議長（会長） 本日は、出席委員12名中10名でございます。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

本日、3番圓谷委員、7番河西委員の両名が欠席の旨、通告いただいております。それから、推進委員のほうでは2番鈴木正男委員、それから6番相川達也委員が所用のため欠席の旨、通告いただいております。

3 議事録署名人の選任

○議長（会長） それでは、本日の議事録署名委員ですが、4番上田委員、それから5番花安委員にお願い申し上げます。

4 議 事

○議長（会長） それでは、早速議事に入らせていただきます。

それでは、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 次に、農地法に基づく農業委員会の意見の説明、事務局をお願いします。

○事務局（大倉） 8ページ、9ページをお開き願います。〔朗読〕

○議長（会長） 事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いいたします。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしという声がございます。

そういった場合にも、農業委員以外の推進委員の方についても、意見はどんどん述べて結構でございますから、挙手の上、お願いしたいと思います。

では、ご意見ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（会長） それでは、採決に入ります。

議案第1号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 農業委員全員賛成ですので、議案第1号は原案どおり決定いたしました。

○議長（会長）　続きますして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局（大倉）　（別紙議案書により説明）

○議長（会長）　続けて、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（大倉）　17ページ、18ページをお開き願います。〔朗読〕

○議長（会長）　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご意見のある方は挙手の上、お願いいたします。

〔「異議なし」〕

○議長（会長）　異議なしという声がございます。

それでは、採決に入ってよろしいですか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長）　それでは、議案第2号について、原案のとおり可決決定に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長）　全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

○議長（会長）　続きますして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、事案第1号から第4号まで議題といたします。

なお、借受人が鈴木武利委員でありますので、議事参与の制限がありますので、議案の審議、採決の際には一時退席をお願いいたしたいと思っております。

それから、従前に、今までは家族の方についても退席していただいていたんですが、今回、9番の加須我委員が、息子さんが借受人という形にはなっておるんですが、そこまではいいんじゃないかということで、本人のみ退席というような形をとらせていただきます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局（大倉）　（別紙議案書により説明）

○議長（会長）　それでは、これより質疑、採決に入りますので、鈴木武利委員の退席を求め

ます。

〔鈴木（武利）委員 退席〕

○議長（会長） それでは再開いたします。

ただいまの説明により、皆さんからご意見を求めます。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしという声がございます。

それでは、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり可決決定いたしました。

じゃ、入室をお願いします。

〔鈴木（武利）委員 入室〕

○議長（会長） 再開いたします。

ただいまの議案第3号については、8番委員鈴木武利委員に申し上げます。第3号は原案のとおり可決決定いたしましたので報告いたします。

5 報 告

○議長（会長） 続きまして、日程第5、報告事項に入らせていただきます。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連しまして、この地区の担当農業委員であります10番鈴木庄一委員に現地調査をお願いいたしましたので、鈴木委員から現地調査の結果の報告をお願いいたします。

○10番委員（鈴木） 現地調査結果の報告について。

10番鈴木庄一ですが、報告第1号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」の現地調査結果を報告いたします。

平成29年12月20日、私、会長、事務局2名の合計4名で、現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は、26ページの地目変更登記に係る照会に対する調査結果確認書のとおりで、現況が非農地、雑種地になっていることを確認し、農地ではないと判断いたしました。

なお、この現地は25ページ、現況調査のとおりですのでご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） 10番鈴木委員に報告いただきました。

報告事項ではありますが、皆さんから何かご意見ございましたらお願いします。ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（会長） それでは、報告第1号につきましては、調査結果報告書のとおりでございますので、ご承認お願いいたします。

6 協議事項

○議長（会長） 続きまして、協議事項に入らせていただきます。

先般、おとといの日に、皆さんにご足労いただいた件でございます。

現況確認証明について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいま説明いただいたとおりでございます。

現場に行かれた方は、おおよその判断された統一見解という形で皆さんにお示ししたとおりです。（以下、省略）

全部で最初117町歩のうち、結局、今回は約10町歩が農地性あると、農地だということを判断したわけです。ですから、残りの7反、107町歩については農地性がない、山林であるというふうなことになります。

○事務局（大倉） 今回の非農地証明、この現況証明に対して、当農業委員会として証明した後、このリストを申請者が法務局に提出しまして、今度は法務局にて最終判断をします。

（以下、省略）

○5番委員（花安） 一番心配しているのは、問題は雨降ったらどうするかだ、それだけです。降った雨がすぐ流れてくるから。そうすると黒川と谷津田川と堀川はあふれる。8.27の災害のときは、台上からおりてくる川、沢は全部流れたんだ、過去に。平成10年。間違いなく全部流れましたので、それほど、あのころはまだやぶになっているのに流れたんだから、今度きれいにしたら、それだけでは終わらないんだよね。それをどうするかだ。開発するのはいいよ、だけれどもちょっと下流のことを考えてやってもらわないと、調整池つくったりなんかしても

らわないと困るんだね。それだけが一番問題。

(以下、省略)

○4番委員(上田) 結論出すとすれば、やむを得ないから認めざるを得ないのかなとなるよね。やらなきゃ、うちらもまたおかしいと言われるからね。ただ、花安さん言うように、災害が起きる危険性がありますというのを付して、条件つけてというふうになっちゃうのかなと、それしかできないのかなと思うのね。

○5番委員(花安) だから、審議会にはそれを言うつもりなんだ。

(以下、省略)

○議長(会長) それでは、ただいま花安委員、上田委員からのそういった、将来災害に、昔の8.27を上回るような災害が起こる可能性が危惧されるということがありますので、そういった条項を一言つけ加えて、開発には万全の注意を払ってやるとか何とかという文言を、やっぱり事務局のほうでくっつけてやったらいいんじゃないかという声がありました。

それについては、皆さんいかがですか。

[「異議なし」]

(以下、省略)

そういったことで、協議事項については終わらせていただきます。

7 その他

○議長(会長) 続いて、次に先ほど申し上げた一般財団法人西郷村農業公社について説明いただきますので、今、担当職員を呼びますので、若干休議いただきます。

○事務局(大倉) 今、まだ来ないので、多分こちら別刷りのコピーということで、推進委員であります遠藤さんが今回、全国農業新聞が皆様のほうに送付されていると思うんですけども、正月号で遠藤さんが若手のホープということで、今回掲載させていただきました。

○議長(会長) では、遠藤さん、ますます頑張ってください。

ありがとうございます。

[農政課長、農業公社事務局長 入室]

○議長(会長) それでは、農政課長と農業公社の事務局長がお見えになりましたので、ただいまより一般財団法人西郷村農業公社についての概要、そういったものを説明いただきたいと思います。

じゃ、よろしく申し上げます。

○農政課長（田部井） 皆さん、こんにちは。

本日は、このような説明の貴重な機会を設けていただきましてありがとうございます。

私、西郷村農政課の課長を仰せつかっています田部井と申します。

11月1日に一般財団法人西郷村農業公社のほうが発立をされました。そちらの理事兼事務局長の東宮でございます。

○理事兼事務局長（東宮） 東宮と申します。よろしく願いいたします。

○農政課長（田部井） それでは、私のほうから一般財団法人西郷村農業公社の概要を説明させていただきますと思います。

平成27年度から、一般財団法人西郷村農業公社の設立の検討委員会のほうを設置しまして、2年間、住民の方の代表、農家の代表の方、有識者の方等にご協力いただきまして検討を重ねてまいりました。

その理由としましては、こちらの設立趣旨に書いてあるとおり、現在の西郷村の農業を取り巻く状況は、農業者の高齢化、後継者の不足等の内部要因により、農地の維持管理の困難さが増し、遊休農地も増加している。また、農産物価格の低迷、輸入飼料価格や資材価格の高騰等の外部要因により、農業の継続的な発展が阻害されている。さらには、原発事故からの復興もまだなされていない。さらには、TPP交渉、あと欧州連合とのEPA交渉の大枠合意等、農業を取り巻く環境の悪化、状況が悪いほうにいつているのではないかとということで、農家の皆さんの不安要素が大きくなっております。

こういった状況で、西郷村農政課、村の行政機関だけのバックアップ体制ではどうなんだろうと、特に村の場合、どうしても行政機関でございますので、農業というのはもともとなりわいでございますので、特に経営、利益の創出というのは大きな目的になりますので、どうしても行政機関だけの支援では難しい部分があるだろうということで、何か行政機関とはまた違った支援機関が必要だろうと。特に、支援機関というと、大体皆さん農業協同組合というのが昔からあって、そこが一番いいだろうというふうに思うんですけども、農協の場合はご存じのとおり、今、どちらかというと合併による大型化ですね、どちらかというと地域に密着したというよりは大規模化をして農家を支援していこうというような全国的な流れでございます。そこで、行政と農協のその中間的な組織が必要だろうというような結論に至りました。そういった問題を解決する手段の一つとして、西郷村とJA夢みなみが協力をして、一般財団法人西郷村農業公社を設立するに至りました。

設立は、昨年11月1日に設立をしております。

事務所の所在ですけれども、現在は農政課のほうに事務所、事務局を置いています。将来的には3月に完成、今、皆さん国道289号線通ると大分できてきましたのでわかると思うんですけれども、直売所を今、つくっておりますので、そちらのほうに事務所を設置する予定としております。

出資のほうは、村が600万、JA夢みなみさんのほうが400万ということで出資をしております。

役員については、理事が7名、監事が2名。理事については、理事長は西郷村の大倉副村長が理事長で、副理事長にJA夢みなみの専務になります小室さんが就任されております。

監事のほうは2名、こちらは金田税理士さん、あと村の会計管理者が就任しております。

一般財団法人の場合は、理事役員のほかに評議員会というものの設置が法律に義務づけられております。村、行政機関でいうと役員理事のほうは執行部体制、村長とか副村長とか各課の課長とかが役員理事という位置づけかなというふうに思います。評議員会のほうが、村の行政機関でいうと村議会というような位置づけになるかと思っております。

評議員のほうは8名、就任していただいております。西郷村長を初め、8名の方を評議員ということで就任をいただいております。

業務内容でございますけれども、大きく分けて4つの業務をやる予定をしております。

1番が、西郷村の担い手支援センターを設置して、認定農業者、認定就農者等の支援をしていきたいということで、担い手支援センターの運営を1つの柱としております。

2番目は、飼料作物の販売、田んぼで今、西郷村は稲WC Sとかデントコーンサイレージといった飼料作物の生産を振興しております。そちらのほうの販売の取り扱いを2つ目の柱としております。

3つ目としては、西郷村の農産物の販売促進ということです。具体的には、直売所の運営とか軽トラ市の開催とか、村内外での販売会の開催とか、あとはふるさと納税の取り扱いとか、そういったものを公社のほうで担うというふうに考えております。

最後、4つ目としましては、農商工連携ということで、今、村のほうでは国のほうの山村振興活性化事業を使いまして、特産品を開発しております。こちらのほうを今、公社のほうで事務局になって開発をしております。将来的には、村の直売所とか、そこで販売をして、地域の特産品の振興というふうにつなげたいというふうに考えております。

以上が一般財団法人西郷村農業公社の概要の説明でございます。

何か、皆さんのほうからご質問、ご意見等をいただければ幸いというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（会長）　ただいま農政課長から概略、概要について説明いただいたわけなんですが、皆さんからも、何か要望とかもありましたらあわせてご意見を出していただきたいと思います。真船委員。

○2番委員（真船）　2番、真船でございます。

WCSの日本の価格と西郷価格というんですか、それと外国の輸入の価格の差といいますか、その差益というのはどうなんだろうと考えているんですけども、まあ調べればわかるんでしょうけれども、例えばチモシーだとかストローだとかいろいろこう牛の餌にはあるんですけども、つくっている本人も心配しているんですけども、輸入が安くなるとそちらに行くんだろうか、あるいはずっとこのままWCSが生き延びるんだろうかという心配がありますが、その辺のところをご答弁お願いします。

○理事兼事務局長（東宮）　やはり、今、一番問題となっておりますように、国が米をつくっても余ってしまうというようなことで、主食用米をどうしようかという考えをしていると思います。皆さんご存じのように、では転作しなければならぬんだなど。転作には、国の今度関与がなくなってしまったわけでありましたが、野放しにやっぱり米をつくるとなると、またその過剰を起こして米が腐るというような形になると思います。

では、転作のほうを西郷村として、先ほど真船委員がおっしゃったように、WCSというふうな稲の、家畜の餌を田んぼでつくっている、極端に言えば、その値段なんですが、ちょっと私のほうも、じゃ実際のところどのぐらいするんだろうというふうな形でいくと、輸入の価格はやはり中東情勢とか円高の差益、円高の差額ですか、円高により値段が変わってしまうと。それと、外国の気候によってやはりでき、ふできがあって、それもまた要因になってしまうと。

もう一つ、中国の人口で乳製品を食べるようになってきているというような世界的な情勢はもう変わらないと思うんです。国も、そのようなことは言うておりますので、そのような方策はずっと変わってはいかないんじゃないかと思っています。

ただ値段は、やはりその時々によって変わってまいりますので、一番いい、栄養価の高いチモシー、それはやはりそれなりの価格で推移していくと思うんですけども、値段的にちょっと、別途で私のほうもちょっと調べてみたんですが、ずっとちょっと上がってはおります。

今後は、その値段等はやはり戦って行って、我々もほかに売り出していくには戦っていかねばならないというふうには思っております。ただ、国の政策、米の価格にのっとっての畜

産の餌という方向性は、当分変わらないだろうとは思っております。

○議長（会長） よろしいですか。

ただいまWCSの件でお話ありましたけれども、WCSの受注発注、そういったものが一番この農業公社の収入源になろうとしております。それ以外にも、もちろん直売所の販売手数料とかあるわけなんです、そちらが一番大きいんですね。そういう中身は余りしゃべらなかつたからあれだけども、村からは当然、事業運営の補助はいただくんですが、将来的には補助なしでも自立できるような形にしたいということです。

（以下、省略）

○理事兼事務局長（東宮） 直売所のことになると、加工品については、食品の加工許可を持っていないと出品できません。

○4番委員（上田） 食品衛生法の問題になってくるから。それに当たっては、お菓子製造業の許可が必要ですとか、漬け物の許可が必要ですとか、食品加工の申請が必要ですとかと、そういうのはちゃんとやっていないとだめですよと言っておけばいいだけの話で。

○理事兼事務局長（東宮） そこは、はい。

○4番委員（上田） 何でもいいよと言ったから、わかっていたら本当に出すのは……

○議長（会長） そういった申請だの手續のことはやっているのかな。

藤井さん。

○5番推進委員（藤井） 5番の藤井ですけれども、以前に私、加工施設を利用しまして、この直売所に加工品を出してもいいかなみたいになんかちょっと思って、それを言ったら、保健所の許可を取らないといけない。だから保健所の許可を取るには、ただ持ってきてくださいじゃなくて、こう文書か何かで、こういったものの許可がないと通らないですよとか、でもそれは個人でやるのには負担じゃないですか、家の中を改装したりだとかあるから、だからそういったものを、例えば一括してどこか村のほうでそういうような許可を取って、そこでじゃ調理加工をして出してくださいとか、やっぱりそういった感じの形のものがあれば、一般の家庭の中をいじらなくても、そこに行って加工品をつくって出せるというふうのものがあればやっぱりいいのかなとか、あくまでもこれは個人で取るというような格好になるので、というともうそれが負担になると、ああやっぱりやめようみたいなことで、そういった形の何かがあればいいのかなと思うんですがどうでしょうか。そういうのも何かいろいろ面倒見ていただければ、出せる方も結構いるんじゃないかなというふうに思います。

○理事兼事務局長（東宮） その件につきましては、出す加工品によって全て違うんですね。

例えば、弁当の惣菜をつくるには惣菜の部分の許可が必要ですし、ケーキをつくるには菓子の製造業の許可を取らなきゃいけない。例えば、じゃ牛乳製品を使う、今度はまた乳製品という、なかなか1つの施設でそれを賄うということは、給食センターみたいなものをつくる必要となってきます。ですから、役場ではやっぱりそれがなかなか難しいというのがあって、今は個人にお願いしているのが現実です。どこの直売所でも、そのような形にはなっているかと思えますけれども、ただ本当にそんな要望は私のほうも聞いています。1カ所で作って、そこで作って、じゃ順繰り交換、交換してその場所を使ってやればいいんじゃないのかといった話は聞いておりますので、それは今後の課題というふうな形、ただハードルは高いのが現状です。

○議長（会長）　そうですね、例えばポテトまんじゅうは、ちゃんと農協ブランドね、ちゃんと加工施設を専用のをつくってやっていますので、あそこで佃煮つくったりうまくやっている。そういったものが、何人か組んでやられるのが一番いいのかなと思います。

（以下、省略）

○議長（会長）　農業委員会の仕事の一部、例えば今、中間管理機構の話もありますし、県の農業公社の案件は農政課のほうで今、扱っていらっしゃいますよね。すると、うちのほうでは利用権設定のまとめというのを扱って、同じような貸し借りのやつを、あっちだのこっちだのでばらばらに今、やっている状況が続いているので、できれば公社のほうで一括して、もう農地の貸し借りについては全てそこに行けばいいんだよというふうな形にとれば、うちのほうの業務もちょっと楽になるかなと。そっちのほうが先だというふうに思っているのは私だけかもしれないけれども。ただ、そのほうが何ていうか、農家の人もわかりやすいんじゃないかなと。

（以下、省略）

近藤委員。

○1番推進委員（近藤）　村で今、貸している農業機械ありますね。あれの貸し借りの手続なんていうのは、農業公社では受けていないんですかね。

○農政課長（田部井）　今、村でだと大豆の機械を農協のほうでやって……

○1番推進委員（近藤）　大豆だけでなく、レベラーとか……

○農政課長（田部井）　あと、レベラーとかは川谷のほうの倉庫に除雪機械と一緒に置いてもらって、そこで管理してもらっているんで、今のところちょっと私たちとしても公社のほうに移すあれもないかなということで、現在のところは農政課で、借りたい人は農政課で受け付け

をして、川谷のほうの会社に連絡をして貸し出しするといったような方法でいいのかなという考えを持っています。

(以下、省略)

○議長(会長) ほかに、農業公社についてのご意見ございませんか。

ないようでしたら、こちらのほうについては閉じたいと思います。

では、農政課長、事務局長、ありがとうございました。

[農政課長、農業公社事務局長 退席]

○議長(会長) 続きまして、その他の(2)平成29年度後期農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会について、事務局説明をお願いします。

○事務局(大倉) (別紙議案書により説明)

○議長(会長) それでは、確認しましたように、欠席という方は挙手、欠席の方のみ手を挙げてください。

[欠席者挙手]

(以下、省略)

8 閉会の宣告

○事務局長(和知) 皆様、慎重審議ありがとうございました。

西郷村農業委員会第1回の定例総会を閉じます。

お疲れさまでした。

午後 4時20分閉会